

第640号

平成28年2月18日

## 公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山内 孝典



### 規程の改正について

添付のとおり、平成28年4月1日付けで次の規程の改正がありますので、ここに公告します。

- ・ 人間ドック年輪健診規程
- ・ 健康診査等補助金支給規程

以 上

# ・健康診査等補助金支給規程

## 新旧条文対照表

新

旧

(健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次の通りとする。

- (1)人間ドック
- (2)配偶者健診
- (3)インフルエンザ予防接種
- (4)削除

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

- (1)人間ドック 30歳以上の被保険者
- (2)配偶者健診 30歳以上の被扶養者たる配偶者
- (3)インフルエンザ予防接種 全被保険者・被扶養者
- (4)削除

(PET健診)

第6条 (廃止)

(健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次の通りとする。

- (1)人間ドック
- (2)配偶者健診
- (3)インフルエンザ予防接種
- (4)PET健診

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

- (1)人間ドック 30歳以上の被保険者
- (2)配偶者健診 30歳以上の被扶養者たる配偶者
- (3)インフルエンザ予防接種 全被保険者・被扶養者
- (4)PET健診 30歳以上の被保険者

(PET健診)

第6条 被保険者が人間ドックに替えてPET健診の受診を希望する場合の利用方法および補助金は次の通りとする。

(1)利用方法

被保険者は健診機関の受診日が決定次第、事前に「PET健診利用申込書」を組合に提出する。

(2)補助金の額は4万円とする。

(3)申請方法

「健診補助金請求書」に領収書を添付して組合に提出する。

(4)健診結果の提出

受診者は健診結果を組合に報告すること。組合が健診機関より直接報告を受ける場合にはこれを拒むことは出来ない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

・人間ドック年輪健診規程

新 旧 条 文 対 照 表

新

旧

(PET健診)  
第7条 (廃止)

(PET健診)  
第7条 受診対象者が年輪健診に替えてPET健診  
の受診を希望する場合には、次の補助金を支給する  
(1)50歳以上の被保険者及びその配偶者 8万円  
(2)50歳未満の被保険者及びその配偶者 5万円

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 健康診査等補助金支給規程

## (目 的)

第1条 この規程は、長瀬産業健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者が一般医療機関において健康診査等を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

## (健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 人間ドック
- (2) 配偶者健診
- (3) インフルエンザ予防接種

平成28年4月1日改正

平成19年4月1日改正

## (補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 人間ドック 30歳以上の被保険者
- (2) 配偶者健診 30歳以上の被扶養者たる配偶者
- (3) インフルエンザ予防接種 全被保険者・被扶養者

平成28年4月1日改正

平成19年4月1日改正

## (人間ドック)

第4条 人間ドックの利用方法および補助金は次のとおりとする。

### (1) 健診機関

1. 組合が契約した健診機関、又は健康保険組合連合会と日本病院会等との契約で指定された健診機関。

ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得て近隣の健診機関を利用することが出来る。

2. 上記健診機関であっても、次の限度額を上回る場合は(3)2により補助する。

限度額：5万5千円、婦人科健診受診者6万5千円

平成19年4月1日改正

(2) 検査項目

組合が契約した項目、又は健康保険組合連合会と日本病院会等が契約している基準検査項目を基本健診とし、次の項目を追加する。

1. C型肝炎検査、過去に検査をしていない場合
2. 男性：前立腺がん検査（PSA）
3. 女性：子宮細胞診、乳がん検査（マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方）

その他の項目についてはオプション項目とする。

(3) 費用の負担

1. 被保険者の負担は1万円とオプション項目とし、残額を組合が補助する。
2. 上記に拘わらず（1）2に該当するものは、本人が健診機関で支払い「人間ドック補助金請求書」に領収書を添付して組合に申請する。

平成19年4月1日改正

(4) 利用方法

受診を希望する被保険者は人間ドックの受診日が決定次第、事前に「人間ドック利用申込書」に負担金を添えて組合に提出し「利用券」の交付を受け、受診日に健診機関窓口「利用券」を提出し健診を受ける。

平成19年4月1日改正

(5) 健診結果の提出

受診者は健診結果を組合に報告すること。組合が健診機関より直接報告を受ける場合にはこれを拒むことは出来ない。

(6) 健診結果の事業所への提供

1. 組合は前項により入手した被保険者の健診結果を本人の同意のもと、事業所と共同で実施する生活習慣病健康診査の健診結果として、事業所に提供することができる。
2. 前号における事業所の費用負担は、一健診結果につき6千円とする。

平成23年4月1日改正

(配偶者健診)

第5条 配偶者健診の利用方法および補助金は次のとおりとする。

(1) 利用機関

市区町村が実施する住民健診、近隣の健診機関等

(2) 検査項目

制限なし

(3) 補助金の額

実費全額で限度額 2 万円、ただし婦人科健診を受診した場合は、次の金額を限度として加算する。

1. 子宮細胞診検査、5 千円
2. マンモグラフィまたは乳腺エコー検査、5 千円

(4) 申請方法

「配偶者健診補助金請求書」に領収書を添付して組合に提出する。

(5) 健診結果の提出

受診者は配偶者健診結果報告書を組合に報告すること。組合が健診機関より直接報告を受ける場合にはこれを拒むことは出来ない。

平成 19 年 4 月 1 日改正

(PET 健診)

第 6 条 (廃止)

平成 28 年 4 月 1 日改正

(インフルエンザ予防接種)

第 7 条 インフルエンザ予防接種の利用方法および補助金は次のとおりとする。

(1) 補助金の額

実費全額で一人当り上限 2 千円

(2) 申請方法

「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に領収書を添付して組合に提出する。

(健診結果の管理、利用)

第 8 条 組合は被保険者及び被扶養者から提出された健診結果については、個人情報保護管理規程に基づき厳正に管理し、目的以外に利用してはならない。

(補助金の支給回数)

第 9 条 補助金は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの事業年度につき 1 回とする。

付 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

# 人間ドック年輪健診規程

## (目的)

第1条 この規程は、長瀬産業健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者の生活習慣病予防のため、事業所と共同して人間ドックによる健診を40歳以降5年ごとに行い（以下「年輪健診」という）健康管理と予防に資することを目的とする。

## (受診対象者)

第2条 年輪健診の受診対象者の範囲は次のとおりとする。

(1) 被保険者 毎年4月より始まる事業年度中に40歳になる者、および以降5歳刻みで対象者とする。

(2) 配偶者 上記(1)の被扶養者たる配偶者で事業年度中に40歳になる者以上とする。

平成27年4月1日改正

## (実施方法)

第3条 事業者と組合は毎年4月に当該年度の対象者を確認して本人に受診時期と健診機関を通知する。

平成19年4月1日改正

## (健診機関)

第4条 年輪健診の組合又は事業所が契約した健診機関、および健康保険組合連合会と日本病院会等との契約で指定された健診機関。

ただし、近隣に該当機関がない場合には、事前に組合の承認を得て近隣の健診機関を利用することが出来る。

2 上記健診機関であっても、次の限度額を上回る場合には、第6条第2項により補助する。

限度額：5万5千円、婦人科健診受診者6万5千円

平成19年4月1日改正

## (検査項目)

第5条 組合が契約した項目、又は健康保険組合連合会と日本病院会が契約している基準検査項目を基本健診とし、次の検査項目を追加する。

(1) C型肝炎検査、過去に検査をしていない場合

(2) 男性：前立がん検査（PSA）

(3) 女性：子宮細胞診、乳がん検査（マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれか一方）

その他の項目についてはオプション項目とする。

- 2 50歳以上の被保険者およびその配偶者が脳をMRI、CT等で検査した場合には別途補助をする。

(費用の負担)

第6条 年輪健診の費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 被保険者 事業所1万円、組合残額
  - (2) 被扶養者 本人1万円、組合残額
  - (3) 追加項目以外のオプションは本人負担とする。
  - (4) 脳検査補助金 3万円を限度とし実費
- 2 第4条第2項に該当するものは、本人が健診機関で支払い「年輪健診補助金申請書」に領収書を添付して組合に請求する。組合は限度額と前項の基準に照らして組合負担額を補助する。

平成19年4月1日改正

(PET健診)

第7条 (廃止)

平成28年4月1日改正

(健診結果の提出)

第8条 受診者は健診結果を組合に報告すること。組合が健診機関より直接報告を受ける場合にはこれを拒むことは出来ない。

(健診結果の管理、利用)

第9条 組合は被保険者及び被扶養者から提出された健診結果については、個人情報保護管理規程に基づき厳正に管理し、目的以外に利用してはならない。

付 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

平成27年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成18年4月1日施行